

建設部建築局における 令和6年3月の労務単価等適用時期について

1. 建設部建築局における令和6年3月の積算に用いる「公共工事設計労務単価」及び「設計業務委託等技術者単価」の適用につきましては、次のとおりとなっておりますのでご注意ください。
 - (1) 令和6年3月1日から3月11日までの入札（電子入札における開札もしくは紙入札における入札）については、「令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価」を適用します。
 - (2) 令和6年3月12日以降の入札（電子入札における開札もしくは紙入札における入札）については、「令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価」を適用します。
 - (3) 委託業務については、令和6年3月1日以降の委託契約より、「令和6年度設計業務委託等技術者単価」を適用します。

2. 「令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価」の特例措置につきましては、次のとおりとなっております。

特例措置： 「令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価」を適用し、令和6年3月1日以降に契約した工事について、受注（受託）者の請求により、新単価に基づく契約に変更できる。

算出方法： 変更後の請負契約代金額（業務委託料）＝P新×k
 P新：新労務単価及び契約時点の材料単価等により積算された予定価格
 k：当初契約の落札率

3. 令和6年2月29日以前に契約した工事においては、必要に応じてスライド条項の適用が可能です。（基準日：3月1日時点で、残りの工期が2か月以上ある工事）

月	2月			3月																			
	27	28	29	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	以降
曜日	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	以降
積算 労務 単価等	令和5年度労務単価（令和5年3月14日～令和6年3月11日）													令和6年度労務単価（令和6年3月12日以降）									
特例 措置	<div style="text-align: center;"> <p>特例措置期間</p> <p>令和5年労務単価等による入札（工事・委託）で、令和6年3月1日以降に契約するもの → 令和6年労務単価等に基づく契約変更</p> </div>																						
	<p>【インフレスライド条項の適用（工事）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2月29日以前に契約した工事のうち、基準日時点で残工事が2か月以上ある工事 ⇒ 契約変更 ・ 新旧単価による残工事の請負代金の差額のうち、残工事費の1%を超える額 																						

○ 外構工事（土木工事積算）については、「令和6年3月単価の適用時期について」（建設政策局建設管理課）を適用する。